

11月11日～17日は「税を考える週間」です

国税庁では、国民の皆さまに租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的にさまざまな広報広聴施策を実施しています。



国税庁ホームページによる広報

SNSを利用した広報

講演会の実施や関係民間団体等と連携

国税庁のデジタル化への取組

■年末調整は、アプリ「年調ソフト」で自動計算ができます。

年末調整手続きを「年調ソフト」で電子化することにより、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減することができます。

詳しくは、国税庁HP「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

■確定申告は、スマートフォンで作成・提出ができます。

スマートフォンのカメラ機能を利用して給与所得の源泉徴収票の読み取りができるようになります。

スマートフォンから譲渡所得や配当所得のうち、特定口座年間取引報告書の入力ができるようになります。

(令和4年1月対応予定)

■税の納付は、キャッシュレスでらくらく決済できます。

国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)

■税の疑問は、チャットボットですぐに相談できます。

税に関する疑問をフリーワードなどで入力すると、自動で回答を表示します。

詳しくは、国税庁HP「チャットボット(ふたば)に質問する」をご覧ください。

ふたばです。



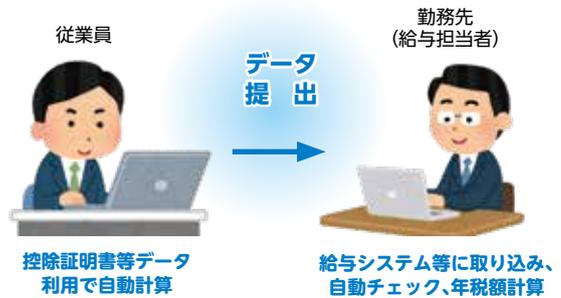
年末調整手続の電子化について

国税庁では、控除証明書データを利用して簡単に保険料控除申告書などの電子データを作成することができる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を提供しています。

これまでの年末調整では・・・



現在



消費税の届出はお済みですか？

令和2年分の課税売上高が1千万円を超えている方は、令和4年分は消費税の課税事業者に該当します。

令和2年分の課税売上高が5千万円以下の方で、令和4年分から簡易課税制度を適用して申告する場合には、令和3年12月31日までに納税地の所轄税務署に「消費税簡易課税制度届出書」の提出が必要です。

※一般課税で申告される方(簡易課税制度の適用を受けない方)が仕入税額控除を適用するためには、区分経理に対応した帳簿および請求書等の保存が要件となります。

所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第2期分)の納税をお忘れなく 納期 令和3年11月1日(月)～11月30日(火)

振替納税を
利用している方

預貯金口座から自動的に引き落とされます。納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

その他の方

以下のいずれかの方法で納付手続を行ってください。

- ・ダイレクト納付
 - ・インターネットバンキング等
 - ・クレジットカード納付
 - ・コンビニ納付(バーコード・QRコード)
 - ・金融機関または所轄の税務署窓口で納付
- ※コンビニ納付は納付金額30万円以下に限ります。

詳しくは 国税庁 で 検索